

「後宮」の伝来と定着

遠 藤 みどり*

はじめに

日本語を表記する文字の一つである「漢字」が、中国から日本へと伝えられたものだということは周知のことであろう。ただ、現在はあまりに普通に漢字を使用していることもあり、漢字がもともと「中国語」を表記する文字であったということは等閑に付されているように思われる。もちろん、知識として漢字が中国語を表現するための文字だと理解はしているのだろうが、漢字が外国語であると意識している人はそう多くはないだろう。

日本列島において、漢字が本格的に利用されるようになったのは4世紀末から5世紀初め頃とされるが、ここから日本語を表記する文字として漢字が定着するまでには数百年を要した¹。この間、日本人は外国語である漢字・漢文と向き合うことで、日本語を表現する文字として漢字が定着していくが、それと同時に、もともと漢字で表現されていた中国語、ひいては中国文化までもが広く日本文化に溶け込むこととなったのである。

このような事例として、本稿では「後宮」という言葉を取り上げてみたい。古代中国で生まれた「後宮」という言葉が日本へ伝来し、定着することで、日本社会がどのような影響を受けたのか明らかにしてみよう。

1、「後宮」の語義

まず、「後宮」の語義を確認しておく。『大漢和辞典』（大修館書店、諸橋轍次）には、「天子の住居される前殿の後にある宮殿。宮中の妃嬪の居る所。奥ごてん。内宮。後庭。転じて、皇后又は女官の称。」とある。

また、築山治三郎は次のように説明する²。

後宮とは天子の妻妾の居処であって天子の妻即ち皇后の居処は天子常住の未央宮中にあって中宮或いは椒房と称せられた。天子の妾の居処は未央宮内の掖庭と称される所であった。即ち天子の居住する前殿の後にある宮殿をいい宮中の妃嬪の居住する所で、これを後宮、後庭、掖庭、宮掖と呼び、宮殿の名称であるとともにそこに居住する妻妾を呼ぶことになった。（傍線筆者）

このように、「後宮」という言葉はもともと中国の皇帝（と皇后）の住む宮殿の後ろにある宮殿を意味していたが、そこにキサキや女官が集住したことから転じて、そこに住むキサキ・女官を意味する語としても使用されるようになったのである。

日本でも、『源氏物語』などの平安文学でおなじみのように、平安京内裏の後方のキサキたちの集住する殿舎を「後宮」と呼んでいるし、日本語の語意を説明する『日本国語大辞典』（小学館）にも、以下のようにある。

（天子の住む殿舎の後方にある宮殿の意）

①皇后や妃などが住む、宮中奥向きの宮殿。

平安京内裏では、天皇の住む仁寿殿の後方

*お茶の水女子大学助教

にあった承香・常寧・貞観・麗景・宣耀・弘徽・登花の七殿と昭陽・淑景・飛香・凝花・襲芳の五舎の総称。奥御殿。

②皇后以下の後宮に住む婦人。妃、夫人、嬪や中宮、女御、更衣、御息所など。

③貴人の夫人、また、その座所。

このように、中国同様、日本でも天皇の居所の後方でキサキたちも同居することが古来の伝統だと考えられてきた。だが、奈良時代まで皇后を含めた天皇のキサキは天皇と同居せず、内裏外に独立して宮を営んでいたことが明らかにされて以降³、古代後宮についての見方は変わりつつある。

では、天皇とキサキが同居しない時期の「後宮」とはどのようなものだったのだろうか。また、平安文学で描かれるような日本の「後宮」世界はいつ、どのように成立したのだろうか。本稿では、奈良時代の「後宮」の検討を中心に、中国から伝来したそれが日本でどのように受け入れられ、定着していったのかを考察していく。

2、中国の後宮制度と日本への伝来

まず、中国の後宮制度の概要について確認しながら、日本への伝来の様相について述べてみたい。

【史料①】『礼記』巻61 婚儀44

古者天子后立、六宮三夫人・九嬪・二十七世婦・八十一御妻、以聽天下之内治。

【史料②】『後漢書』巻10上 皇后紀序文

夏、殷以上、后妃之制、其文略矣。周礼王者立后、三夫人、九嬪、二十七世婦、八十一女御、以備内職焉。」

史料①②で述べられるように、皇帝の妾妻（＝後宮）は、夫人・嬪・世婦・御妻（女御）と区分されており、これは周以来の伝統であった。

日本の後宮職員令で規定された「後宮」は、妃・夫人・嬪の3員だが⁴、平安時代初期に新たに女御が加えられるように⁵、後宮の構成はおおむね中国の伝統的な構成を踏襲したものとみられる。

また、妃・夫人・嬪の区別は大宝令制定によって成立したもので、それ以前は皇后以外のキサキはみな「妃」と称されていたと考えられることから⁶、中国の後宮制度を踏襲した本格的な後宮の整備は大宝令制定によって始まるとして良いだろう。

ただし、六国史の最初である『日本書紀』に「納於後宮」など「後宮」という語が頻出するように⁷、「後宮」という言葉やその概念についてはすでに伝来していたとみられる。しかし、あくまでも知識としてもたらされただけで、実態を伴った制度ではなかった可能性が高い。

日本古代宮人との比較から、唐代宮人の機能と位置づけについて考察した野田有紀子氏によると⁸、「唐代後宮には皇后を頂点に内命婦と宮人が居住し」、「宮人は理念上、皇后や内命婦に奉仕すべき存在とされた」のに対し、「日本古代では従来、皇后以下のキサキは天皇と別所に居所を構え、閤門内は天皇と宮人のみの空間であったため、宮人は天皇身边にあって天皇のみに奉仕した」という。

史料①②にも「天下の内治を聴く」「内職に備ふ」とあり、中国の後宮には皇后以外のキサキや女官が集住し、天子（皇帝）の外治に対して内治を掌る皇后によって統制・教育されたと考えられる⁹。

これに対して、日本では奈良時代まで天皇とキサキは同居しておらず、さらに奈良時代までの内裏は、天皇とそれに仕える「宮人」と呼ばれる女官だけの空間であった¹⁰。このため、奈良時代までの日本において、皇后がキサキや女官を一元的に統括するような後宮の仕組みは整えられていなかったと考えられるのである。

では、奈良時代の「後宮」とはどのようなものだったのだろうか。続いて、奈良時代の史料に現れる「後宮」について考察をしてみたい。

3、奈良時代の「後宮」

まず、奈良時代の国史である『続日本紀』から検討をしたい。『続日本紀』の「後宮」はわずか3例のみで、いずれも桓武朝の記事である。そのうち、天応元年(781)6月壬子条は埴輪起源説話の中で垂仁皇后の葬礼に関して「後宮葬礼」と出てくるだけで、奈良時代のキサキやその居所について言及したものではない。

延暦元年(782)11月丁酉条は「叙田村後宮今木大神從四位上。」とあり、桓武生母高野新笠(光仁夫人)居所である「田村後宮」にある今木大神に叙位したという記事である。わざわざ「田村」という地名を冠していることから、ここの「後宮」は内裏外にあったと考えられる。

延暦7年5月辛亥条は桓武夫人藤原旅子の薨伝で、「延暦初納於後宮」との記述がある。旅子が桓武のキサキとなったのは長岡京遷都後の延暦4年のことである¹¹。平城京末期の桓武朝において、内裏内にキサキの住む「後宮」が成立し、長岡宮の内裏内にも後宮があったとの説もあるため¹²、実際に「内裏内の後宮に入った」と捉えることもできる記述である。

だが、長岡京内において他のキサキ(夫人)が邸宅を所有していたと確認できる史料もあり¹³、長岡宮内裏での後宮の存在には疑問も残る¹⁴。さらに、「納於後宮」という記述は『日本書紀』にも見える表現であることからすると、あくまでも「キサキとなった」ことを示す慣用表現である可能性が高いと考える。

いずれにしても、『続日本紀』にある「後宮」はキサキとその居所を指す用例だけであり、少なくともキサキ以外の女性や、女官が活動する空間を指した用例はないことは確認できる。

なお、内裏内の空間としての「後宮」の確実な例として確認できるのは、『日本後紀』逸文(『類聚国史』巻32天皇遊宴・『日本紀略』)弘仁7年(816)2月戊午条「於後宮曲宴終日、賜近臣衣被。」

で、曲宴の場として後宮が利用されている。これ以後はこのような「後宮」の用例もたびたびみられるようになることから、嵯峨朝前後で「後宮」の意味が変化したことが想定される。

次に、律令にみえる「後宮」について検討をしていく。律令本文に「後宮」という語が出てくるのは、「後宮職員令」という篇目以外には、次の1カ所だけである。

【史料③】雑令28 給炭条

凡給後宮及親王炭、起十月一日、尽二月卅日。其薪、知用多少量給。供進炭者、不在此例。

本条は、後宮と親王への炭と薪の支給についての規定である。「後宮」の部分の義解には「謂、嬪以上。其皇后者、自入供進之例。」とあり、義解では「後宮」は「嬪以上」=妃・夫人・嬪を指し、皇后は含まれないと解釈される。

こうした皇后を含まないとする「後宮」の解釈は、律令本文の構成とも一致する。後宮職員令には、冒頭に妃・夫人・嬪の3員の称号・人数・相当品位のみが提示され、皇后については何ら言及がない。中国の制度を参考に作られた日本の後宮制度でも、後宮の語は皇后を含まない天皇の妾妻のみを意味する語として導入されたと考えられる。

では次に、集解諸説の「後宮」の語義に関する解釈を検討してみたい。まず、前述した後宮職員令篇目に付された集解諸説は以下の通りである。

・義解：謂、妃夫人嬪。此无所掌。而処職員者、下有十二司、举其多者言之。

・令釈：釈云、妃夫人嬪。是名後宮。(後略)

・穴記：穴云、在御所後。故号後宮。其皇后亦合在後宮。而号中宮者、与後宮别名耳。

・古記：古記云、(中略) 為御在所後。故後宮云耳。

・跡記：跡云、後宮職員、謂、嬪以上。(後略)

穴記と古記が、御所の後ろにあるため後宮と称

するのだと説明する（波線）以外、みな妃・夫人・嬪のことを指すと説明している（傍線）。

上記以外に、集解のなかで「後宮」という語句が記されるのが、後宮職員令4内侍司条の尚侍の職掌の1つである「禁内礼式」部分の義解と穴記である。義解・穴記以外の注釈も含めて、該当箇所集解諸説を以下に示す。

- ・義解：謂、後宮礼式。此司以下、无女史者、皆取女孺堪任者、為之也。
- ・令釈：釈云、禁内礼式、謂女之礼式也。
- ・古記：古記云、尚侍、兼知諸司事并妃以下宮人礼式也。
- ・穴記：空云（穴云）、禁内礼式、謂、後宮院中礼式是。

尚侍が掌る「禁内礼式」について、義解・穴記は「後宮礼式」「後宮院中礼式」（傍線）として、令文中の「禁内」を「後宮（院中）」と言い換えて説明している。「禁内」は「禁中」と同じように、天皇の居所である内裏を指すため¹⁵、そこに集う女性の礼式という意味で、義解・穴記は「後宮」と言い換えていると推測できる。

それに対して、令釈は「女之礼式」、古記は「妃以下宮人礼式」（波線）とするように、義解・穴記のように「後宮」とは言い換えず、礼式の対象となる「女」＝「妃以下宮人」を挙げることで説明しているのが特徴的である。

義解は天長3年（826）、穴記は弘仁・天長年間（810～832）に成立したとされるが、令釈・古記の成立はそれぞれ延暦年間（782～806）、天平10年頃（738）であり¹⁶、「後宮」と言い換えて説明するか否かは、弘仁期を境に分かれていると言える。

後述するように、皇后を頂点としてキサキや女官が一元的に位置づけられる「後宮」の誕生は嵯峨天皇の弘仁年間とされる。前述の『続日本紀』の検討でも明らかになったように、嵯峨朝前後において「後宮」の指し示す意味が変化したことで、「禁内礼式」を「後宮礼式」と言い換えることができるようになったのではないだろうか。

つまり、嵯峨朝の「後宮」成立によって、「後宮」の語は、「妃以下宮人」や「女」すべてを含むようになったのである。言い換えれば、嵯峨朝以前の「後宮」はすべての「女」や「妃以下宮人」を含む意味では使用されていなかったのであろう。そのため、令釈や古記のような説明になったのである。

では、ここで新たに「後宮」に含まれたのは誰であろうか。すでに妃・夫人・嬪は「後宮」であると規定されていることは確認しているので、当然これ以外の「女」となる。つまり、古記で言うところの「宮人」である。

これまでの研究において、「天皇のみに奉仕した」奈良時代の宮人も、一般的に「後宮十二司」「後宮女官」と称され、その活動の場は内裏後方の「後宮」と考えられてきた。

例えば、野村忠夫『後宮と女官』（教育社 1978年）では、「後宮」には2つの用例があるとし、「ひとつは天皇のキサキたちを指し、もうひとつは、そのキサキたちや、これに奉仕する女性たち、および天皇に奉仕する十二女司などの所在地が、御所の後にあることから称する用例である。（傍線筆者）」と述べられている。

だが、ここまで検討してきたように、少なくとも嵯峨朝の「後宮」成立までの時期において、「後宮」の語に、天皇に仕える宮人は含まれていないことは明らかである。前述の後宮職員令4内侍司条冒頭の「内侍司」の令釈に「以下女司十有二局。並在内裏。」とあり、十二女司は「後宮」ではなく、内裏に所在すると言及されている。

当時の宮人は、内裏の後方の「後宮」ではなく、天皇の住む内裏全体を主な活動の場としていたことからすれば、当然のことであろう。また、これまで検討した奈良時代の史料において、宮人の活動の場を「後宮」と記すものは一切ない。

つまり、奈良時代において「後宮」と言えば妃・夫人・嬪のことであり、彼女たちの内裏外にあった居所も「後宮」と呼ばれていたが、内裏内の宮

人たちの活動の場は「後宮」とは認識されていなかったのである。おそらく、天皇の宮＝内裏の後方に「後宮」と称されたキサキが居住していなかったため、奈良時代の内裏内には「後宮」と呼ばれる空間は存在していなかったのだろう¹⁷。

さらに、皇后を含めたキサキたちはそれぞれ内裏外に別々に居住し、十二女司をはじめとする宮人職員たちともほぼ接点はない。また、キサキは女官を兼任することを可能とする規定もあり¹⁸、十二女司の宮人職員と後宮たちはそれぞれ別系統の組織として併存していたと考えられる。

4、日本における「後宮」の成立

以上述べてきたように、奈良時代において、中国のように、天皇に仕える女性全体が一元的に組織・統括されるような後宮組織は存在しなかった。このような状態から、内裏の後方にキサキが居住し、名実ともに「後宮」が成立するのは奈良時代末から平安時代初頭の時期とされる。

平城宮の内裏構造の変遷からこの問題に言及したのが橋本義則氏である。橋本氏の論考¹⁹に沿って、平安初期における「後宮」成立の過程についてまとめると、以下のようになる。

①奈良時代末期、皇后宮の退転によって平城宮の内裏で皇后宮（光仁）、次いで後宮（桓武）が成立し、平城宮（光仁・桓武）と長岡宮（桓武）では皇后宮職が内裏の皇后宮に設けられた。

②平安宮最初の皇后である嵯峨皇后橘嘉智子の時に内裏外（のちの職御曹司）へ移され、それに伴って皇后宮職下部機関が大幅に縮小される²⁰。

③皇后宮職に代わって、内侍を中心とした後宮十二司（原文ママ、以下同）が皇后の日常生活を処理するようになり、天皇と皇后の内裏における生活を支える基盤や機構が一体化していく。

④皇后宮職の本来的な職掌である皇后の啓令の吐納も内侍が介在するようになり、皇后の側近に

あって、その生活を支えるという皇后宮職の機能は実質的に解体される。

⑤皇后が内裏に生活基盤を置き、内侍を中心とした後宮十二司が支える体制ができあがるのに伴い、正月2日の女官朝賀²¹に視覚的に示されるような、皇后を頂点とし、後宮・親王・女王・内命婦・六位以下の女官に至るまでが明確な階層性をもって位置づけられた新たな「後宮」が誕生する。

以上のように、平城宮内裏の変遷から明らかとなった、奈良時代末の平城宮内裏での皇后宮・後宮の成立を核として、平安時代初期における後宮組織の再編―主に皇后宮職の改編と朝儀―の検討を行い、嵯峨朝における「後宮」成立について明らかにされた。

内裏内での皇后宮・後宮の成立については、嵯峨朝までは内裏の内外に併存した可能性も残り、その時期や過程については疑問もあるが、桓武朝～嵯峨朝において、キサキや女官を含む後宮制度の再編が行われ、キサキと女官が一体となった「後宮」の仕組みが成立したことに異論はない²²。

このように、平安時代初頭の嵯峨朝において、中国のような皇后を頂点とした「後宮」の仕組みが名実ともに成立することとなった。ただし、栗林茂氏が指摘するように、女官朝賀は嵯峨皇后橘嘉智子と淳和皇后正子内親王のときしか行われていないことから²³、皇后が統括する「後宮」の仕組みも、嵯峨朝を中心とした唐風化政策の1つに過ぎず、一時的にしか機能しなかった可能性も高い。

だが、キサキや女官たちが集住する「後宮」という特別な空間が生み出されたことは、当初キサキの称号としての「後宮」しか導入されなかった段階から考えれば大幅な飛躍であり、以後「後宮」の空間が維持されていくことからすると、この時期に一時的であれ中国のような後宮の仕組みが採用された意義は大きいのではないだろうか。

おわりに

以上、本稿では「後宮」の語を事例に、中国で生まれた「後宮」という外国語が日本に伝来し、定着することで、その語に内包された制度の一端が定着していく過程を考察してきた。最後に、その過程を改めてまとめておきたい。

7世紀以前、おそらく漢字の伝来の過程で、「後宮」という語とその概念は日本に伝来したとみられるが、その段階では知識としての伝来にとどまり、実態を伴った制度としての「後宮」の導入は大宝令制定以後となる。

大宝令では、皇后以外の天皇のキサキについて「後宮」とし、中国古来の構成のうち妃・夫人・嬪の称号を採用した。だが、日本では元々、皇后を含むキサキたちは天皇（大王）とは別に宮を営んでいたことから、天皇の居所である内裏内に「後宮」は存在せず、そこで働く女官（宮人）たちも「後宮」の一員とは認識されていなかった。

ところが、奈良時代末頃からキサキの処遇の変化が起り、その過程で皇后を含むキサキは天皇の住む内裏へとその居所を移し、内裏内で働く女官たちも皇后のもとに一元的に序列づけられ、その活動の場も内裏全体から「後宮」へと縮小されていったのである²⁴。

「後宮」の日本への伝来・定着は、「後宮」と名付けられたキサキたちが、最終的に内裏の後方へと居所を移していく過程でもある。本来、天子の宮の後ろにあることで「後宮」と称されたのとは、まったく逆の過程をたどった言うこともできよう。言葉の意味に実態が引きずられた事例としても興味深いものがある。

外国語である漢字が伝来する過程において、本来の日本の慣習が、漢字の語義に引きずられて変化した事例は「後宮」に限らずあるのだろう。だが、今回明らかにした奈良時代の「後宮」のように、漢字本来の語義と変化後の日本の実態が類似する場合でも、その過渡期には異なる用例が存在

することもある。日本史一特に古代の史料をひもとく際には、漢字の語義と実態との乖離にも注意する必要があることを、肝に銘じておきたい。

注

- 1 沖森卓也『日本の漢字1600年の歴史』ベレ出版 2011年、今野真二『漢字からみた日本語の歴史』筑摩書房 2013年など。
- 2 築山治三郎「唐代の後宮と政治について」『古代学』17-4 1971年。
- 3 三崎裕子「キサキの宮の存在形態について」『史論』41 1988年、橋本義則「平安宮内裏の成立過程」『平安宮成立史の研究』塙書房 1995年。
- 4 後宮職員令1～3妃・夫人・嬪条。
- 5 拙稿「日本古代後宮制度の再編過程」『日本史研究』687 2019年。「世婦」も大同2年4月勅（『類聚国史』巻40、大同2年4月癸未条）で言及される。
なお、唐代の後宮の構成は『大唐六典』巻12内官条によると、「妃3人、六義6人、美人4人、才人7人」で、周礼の構成とは異なる。ただ、妃＝夫人、六義＝嬪、美人＝世婦、才人＝女御に相当するとされるように、基本的な構成に変化はないと言える。
- 6 拙稿「〈太后制〉の再検討」「令制キサキ制度の成立」『日本古代の女帝と讓位』塙書房 2015年、初出2011年。
- 7 『日本書紀』には垂仁5年10月条を初出として、全部で11例ある。
- 8 野田有紀子「唐代宮人に関する一考察―一日唐後宮比較研究にむけて―」『総合女性史研究』25 2008年。
- 9 木下正子「日本古代后権に関する試論」『古代史の研究』3 1981年。
- 10 吉川真司「律令国家の女官」『律令官僚制の研究』塙書房 1998年、初出1990年。
- 11 延暦4年11月で無位から従三位に叙され、翌年5月に夫人とされる（『続日本紀』延暦4年11月丙辰条・同5年5月戊申条）。
- 12 橋本前掲3。
- 13 『続日本紀』延暦3年6月壬戌条に、新京での宅造営のための稲が「夫人」に対しても支給されている。なお、本条で対象となる「夫人」は光仁夫人藤原曹子と、桓武夫人藤原吉子であることは、拙著『日本古代の女帝と讓位』（前掲6）でも述べたが、p231註82において「これ以前に桓武の夫人となった者は吉子の他に二人いるが（中略）旅子は薨じていたため」と説明したのは事実誤認であっ

た。この時点で旅子はキサキとなっておらず、もちろん薨じてもない。訂正をしておきたい。

- 14 拙稿「書評 橋本義則著『古代宮都の内裏構造』」『歴史評論』749 2012年。
- 15 『大漢和辞典』「禁内」の項では、「禁中・宮中」とある。また、養老律令本文中で「禁内」とあるのは、雑令30犯罪被戮条「凡犯_レ罪被_レ戮、其父子_レ配没_二、不_レ得_レ配_二禁内供奉、及東宮所驅使_二。」
ただだが、ここでも皇太子の住む「東宮」と対置されていることから、天皇の住む宮＝内裏と捉えて問題ないと考えられる。
- 16 『国史大辞典』吉川弘文館、「令義解」「令集解」の項（いずれも早川庄八執筆）。
- 17 拙稿前掲5。つまり、この時期の宮人たちの所属官司を「後宮十二司」と称するのは不適切だと言える。
- 18 禄令12嬪以上条に「若帶官者累給」と、後宮の号禄と女官の禄をともに支給するとの規定がある。
- 19 橋本義則「「後宮」の成立」『古代宮都の内裏構造』吉川弘文館 2011年、初出1995年。
- 20 『類聚三代格』弘仁6年8月7日官符、同10月13日官符、弘仁7年6月8日官符、同9月23日官符。
- 21 『延喜式』巻13中宮職。
- 22 拙稿前掲5、14。
- 23 栗林茂「皇后受賀儀礼の成立と展開」『延喜式研究』8 1993年。
- 24 拙稿前掲5。